

いばらき消費生活 メールマガジン

2025年1月30日221号

1. はい！相談室です

「脱毛エステ等の契約は慎重に！」

2. 3月「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」を実施中です

1. はい！相談室です

「脱毛エステ等の契約は慎重に！」

（参考）令和５年度茨城県内における若者（２９歳以下）の苦情相談に係る商品とサービスについて多い順に、１位：商品一般（架空請求メール等）、２位：他の内職・副業（アフィリエイト内職、転売ビジネス等）、３位：エステティックサービスでした。

長期・継続的な役務の提供と、これに対する高額の対価を約する取引のことを特定商取引法の「特定継続的役務提供」といいます。現在、エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学

習塾等7つの役務が対象とされています。

「役務」とはいわゆるサービスのことで、「エステティック」や「美容医療」は、法令で定める提供期間が1か月を超え、金額が5万円を超えるものが「特定継続的役務」に該当します。

相談事例はいずれも法律で定められた施術内容に該当するものでしたが、契約書面の内容や期間などでそれぞれ解約条件が異なります。

特定継続的役務提供の適用内であれば、書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフすることが可能になります。また、クーリング・オフ期間経過後は適用要件が定められていますが、中途解約制度も設けられています。法律で定められた計算方法での解約料を支払うこととなりますが、販売方法に問題があった場合や、困った時は早めにお近くの消費生活センターに相談しましょう。

【消費者へのアドバイス】

◆気軽さや低価格を強調した広告をうのみにしない

「お試し施術」を受けたらしつこく勧誘されたり、「月額〇〇円」と低価格の広告を見てカウンセリングを受けたら高額なコースに勧誘されたりする場合があります。

また、エステ店やクリニックによってはコースが多数存在し、脱毛以外のコースと組み合わせるなど複雑な契約内容を勧められる場合もあります。カウンセリング等を受けた時は、施術内容と契約条件について、契約書面等を見ながら理解できるまで説明を受けましょう。

「今日だけ割引」などと急がされてもその場で契約せず、自分が希望する内容なのかよく考えましょう。自分が希望しない内容を勧められたら、きっぱりと断りましょう。

◆途中解約について確認しよう

「通い放題」「期間・回数無制限」という広告や説明された期間・回数と契約書面上の期間・回数が一致せず、トラブルになることがあります。

通い放題のコースの場合「有償での施術期間・回数」と「無償での施術期間・回数（アフターサービス）」に分かれ、途中解約できるのは事業者が設定した「有償での施術期間・回数」のみのケースが多くみられます。よって、いつまで、何回通ったら中途解約出来なくなるのかを確認しましょう。また、中途解約した場合は、施術を受けた回数分の支払いは必要となるので、1回あたりの施術料（単価）を確認しておきましょう。

また、「通い放題」を選択した後に、脱毛機械が肌に合わない、事情が変わって通えないなど、解約せざるを得ない状況になることも考えられます。長期間の契約が心配な時は、都度払いができる店舗やコースを選択しましょう。

◆契約内容と支払い方法をよく確認しよう

個別クレジット等で分割払いをした場合、分割払いの期間と施術にかかる標準的な期間や契約期間が一致せず、施術が終わった後や契約終了後も支払いが続く場合があります。

分割払いにした場合、契約期間を正しく理解するほか、分割払いがいつまで続くのかについても把握する必要があります。エステ店等で交付される概要書面、契約書面、個別クレジット会社等の交付書面などで、詳細を確認しましょう。

契約前に不安になったとき、解約したいがクーリング・オフの対象期間が分からないとき、中途解約の精算や施術でケガをしたなどトラブルになったとき、販売法違法に問題があった場合は、お近くの消費生活センターに相談しましょう。

消費者ホットライン「188（いやや！）番」

FAX : 029-226-9156